

「互いに支え合う社会」 7月号 ～「こころの扉」を少し開いてみませんか～

4月「新学期が始まった」と思っていたら、今月末には夏休みが始まります。この3ヶ月の間に、みなさんの周りで新しく始まったことはありましたか。

国では、障害者差別解消法に基づく基本方針の改定（事業者の合理的配慮の義務化）と民法に関する規定などの見直し、DVや性被害に直面する女性を対象にした女性支援新法が施行されました。宇佐市では、パートナーシップ宣誓制度の開始や公立中学校の標準服の導入など、共に生きる社会の実現に向けた新しい始まりがありました。

法や制度が新しくなったからすぐに社会が変わるとは言い切れません。新しい制度が浸透するには私たちの意識や行動にかかっているのではないのでしょうか。そのた

めにも一人一人がしっかりと考え行動することが大事です。

平成28年、差別解消に向け、お互いに人格と個性を尊重し、共に生きる社会を実現することを目的に人権3法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）が施行されました。私たちの周りには、部落差別問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人に対する偏見や差別など、さまざまな人権問題が存在しています。全ての人がお互いを認め合い、誰も差別せず、誰も差別されない社会になることは私たちの願いです。

日本国憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたっています。認識不足や偏見で相手

を傷つけ、人権を侵害することがないよう、一人一人が人権意識を高め、多様性を認め合い、互いに支え合う社会を目指していきましょう。

